

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、長野県財務規則（昭和42年規則第2号）、本件調達に係る入札公告（一般競争入札の公告、指名競争入札の公告、指名競争入札通知。以下「入札公告等」という。）のほか、本県が発注する調達契約（物品の製造の請負、物品の買入、その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託を除く。））に関し、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 競争参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 本県における一般競争入札又は指名競争入札参加資格者の資格審査において別記2の等級に格付けされた者であること。
- (4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (7) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 競争入札参加資格者に必要な資格の確認

競争参加者又はその代理人は、「一般競争入札参加資格審査申請書」（別紙様式3）及び「同種業務実績調書」（別紙様式4）を別記3の(3)に記載された場所に、平成23年12月16日（閉庁日を除く）午後5時までに提出し、当該入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札

- (1) 競争参加者又はその代理人は、別添の業務処理要領、契約書（案）及び本入札説明書（以下「業務処理要領等」という。）を熟覧し承諾の上で入札しなければならない。この場合において、業務処理要領等について疑義がある場合は、別記5に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後業務処理要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争参加者又はその代理人は、別紙様式1による入札書を直接提出しなければならない。郵便、電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとします。
- (4) 入札の手続きについては、別記3のとおり。
- (5) 競争参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式1による入札書を提出しなければならない。
 - ア 業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び競争入札参加資格審査申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
 - エ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札〔調達業務名〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

なお、第2回目の入札以降は封筒を必要としない。
- (7) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (8) 競争参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 競争参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (10) 競争参加者又はその代理人が協定し、又は不穏の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (11) 競争参加者又はその代理人の入札金額は、調達役務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (12) 競争参加者又はその代理人は、契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (13) 入札回数は、3 回とする。ただし、第 3 回の入札を行っても落札者がいない場合は、第 3 回目の最低入札者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により随意契約とする。なお、この場合の見積り回数は 3 回を限度とする。
- (14) 入札公告等において特定銘柄物品又はこれと同等以上のものと特定した場合において、競争参加者又はその代理人が同等以上のものを供給することとして申し出たときは、競争参加者又はその代理人から提出された資料に基づき開札日の前日までに同等物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (15) 開札の日時及び開札の場所は、別記 3 の (1) 及び (2) のとおり。
- (16) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）及び身分証明書を提示し又はその写しを提出し、当該代理人は別紙様式 2 による入札権限に関する委任状を、提出しなければならない。
- (19) 競争参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場を退場することはできない。
- (20) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (21) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人になることができない。
- (22) 開札をした場合において、競争参加者又はその代理人のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、競争参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

5 入札保証金

(1) 競争参加者又はその代理人は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保の額は、入札しようとする見積額（消費税込み）の100分の5以上とする。ただし、次の各号の一に該当するときは、その納付を免除する。

ア 競争参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争参加者が過去2年間に国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有し、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。

ウ イに掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。

(2) 予算執行者は、競争入札参加者から提出された「同種業務実績調書」（別紙様式4）により入札保証金の納付免除の有無を審査し、その審査結果を競争参加者に通知する。また、予算執行者が審査に必要なときは、資料等の提出を求める場合がある。

(3) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債権金額
イ	特殊法人登記令（昭和39年政令第28号）第1項に規定する法人の発行する債権	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応じる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

(4) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金を現金又は小切手で納付する場合は、発注機関が発する納付書に添えて金融機関から納付し、領収印が押印された納付書を別記6に提

出すること。ただし、入札日当日に納付する場合は別記7に掲げる現金取扱員に提出しなければならない。

- (5) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金として(3)の担保を提供する場合は、当該証券等を別記7に提出しなければならない。
- (6) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金及び提供した担保は、速やかにこれを還付する。また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後に、これを還付するものとする。
- (7) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとする。
- (8) 入札保証金には、利子は付さないものとする。

6 無効の入札書

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札の場合において公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 調達役務名及び入札金額のない入札書
- (5) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 調達役務名に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- (10) 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを

引かせ、落札者を決定するものとする。

- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 製造請負契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札者を決定したときは、その日から起算して5日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口頭又は電話により通知するものとする。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付しなければならない。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、5の入札保証金の定めを準用する。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付するものとする。
- (5) 契約保証金には、利子を付さないものとする。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から起算して5日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

9 契約条件

別添契約書（案）のとおり。

10 その他必要な事項

- (1) 予算執行者の所属する部局の名称及び所在地は、別記4のとおり。
- (2) 競争参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関する照会先は、別記5のとおり。